

# 令和7年度（2025年度） 吹田市留守家庭児童育成室 入室案内

## 令和7年度一斉受付期間

令和6年9月27日（金）00：00～11月30日（土）23：59

申請方法：オンライン手続（電子申請）による受付  
【オンライン申請による受付のみとなっています。】

※前年度の利用の有無にかかわらず、  
毎年度申請が必要です。

申込ページはこちら→



※令和7年度は入室児童推計上待機児童が発生しない見込みのため、放課後キッズスクエアの実施予定はありません。

## 目次

1	入室申請の受付について	1
2	入室申請書類提出から利用開始までの流れについて	2
3	留守家庭児童育成室について	3
4	入室申請基準について	4
5	延長保育の申請について	4
6	使用料について	5
7	必要書類について	6
8	勤務（内定）証明書・診断書記入の際の注意事項について	6
9	保育料・延長保育料の減額・免除について	7
10	配慮を要する児童の申請について	8
11	入室申請後の各種手続きについて	9
12	おやつを提供を中止する場合	9
13	その他	9
14	よくある質問	10～11
15	吹田市留守家庭児童育成室一覧	12

# 1 入室申請の受付について

## 【 重 要 】

### (1) 一斉受付について

令和7年4月1日入室希望の申請は次のとおりです。

受付期間：令和6年9月27日（金）00：00～11月30日（土）23：59

※申請に不備があった場合、受付はできません。不備がないことが確認できた日を受付日としますので、一斉受付期間内に不備訂正がなければ、入室選考上、不利になる場合があります。期限まで十分余裕をもって申請してください。

申請方法：オンライン手続（電子申請）

- ① 育成室の入室申請児童数が定員を超えた場合は、入室選考基準に基づいて選考を行い、入室保留（待機）となる場合があります。
- ② メンテナンスのために電子申請用のシステムが停止したり、御利用のインターネット環境によってはデータをすぐに送信できなかつたりする場合があります。そのような場合でも受付には一切考慮できませんので、期日までに余裕をもって申請してください。
- ③ FAX、メール、書類等による受付は行っておりません。  
スマートフォン等をお持ちでない方については、放課後子ども育成室（本庁低層棟3階 311窓口）に設置しているタブレット端末から申請することができます。勤務（内定）証明書等の必要書類を持って窓口にお越しください。

### (2) 一般受付（一斉受付期間後の申請）について

受付期間：令和6年12月1日（日）00：00～ 随時

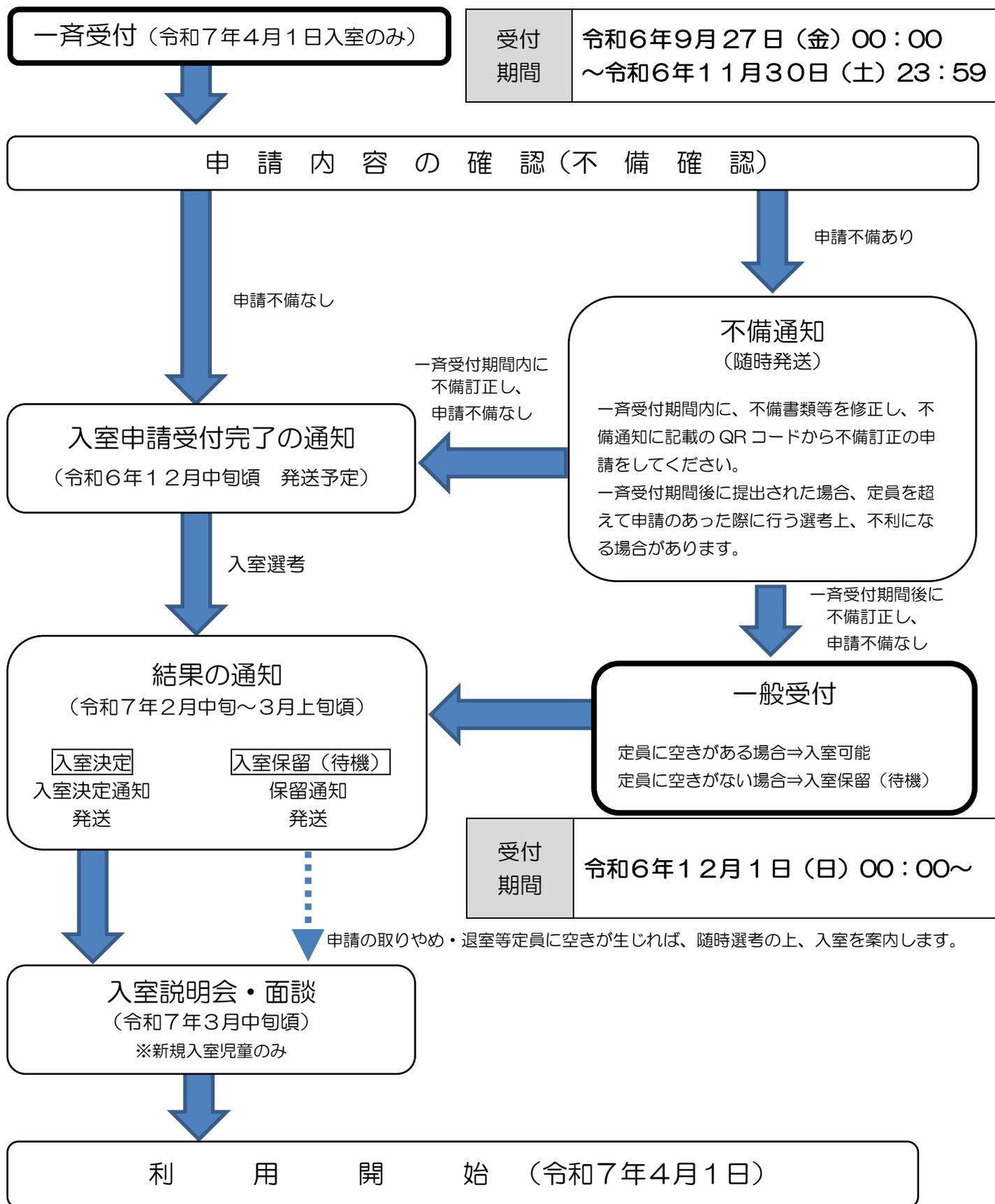
申請方法：オンライン手続（電子申請）

- ① 上記（1）の「一斉受付」での受付を優先し、入室の御案内をします。「一般受付」分はその後の御案内となります。そのため、一斉受付分で既に育成室の定員を満たしている場合、入室保留（待機）となります。
- ② 一斉受付分で定員を満たしていない場合には、一般受付での受付順で御案内します。なお、受付日が入室希望日の1か月以上前の日である場合は、入室希望日の1か月前の日を入室選考上の受付日とします。
- ③ 年度途中で入室を申請する場合、入室までに1～2週間かかります。（ただし、配慮を要する児童については受入態勢等を整えるため、数か月を要する場合があります。）

### (3) 申請に当たっての注意事項

- ① 保育料、延長保育料、おやつ代を滞納されている方は、入室できません。
- ② 原則、保護者の育児休業期間中は入室できませんが、令和7年5月1日までに復職する場合に限り、一斉受付期間での受付として令和7年4月1日からの入室が可能です。詳しくはP.10「14 よくある質問」のNo.4を御確認ください。
- ③ 求職活動を要件とした申請は、受付できません。
- ④ 申請時点で就労や就学をしていない場合でも、今後就労等の予定が分かる証明書（内定証明書）の提出があれば、申請を受け付けます。

## 2 入室申請から利用開始までの流れについて



## 3 留守家庭児童育成室について

### (1) 留守家庭児童育成室とは

保護者が仕事などで保育できない児童を対象に、全ての市立小学校に留守家庭児童育成室を設置し、「働くことと育てること」の両立への支援を行っています。

### (2) 対象児童

- ・入室申請基準（P.4「4 入室申請基準について」参照）を満たす1～4年生
- ・入室申請基準を満たす、要配慮申請の5、6年生（4年生当初時から要配慮児童として継続入室している場合に限る）

### (3) 開室場所

吹田市立の全小学校内（ただし千三育成室は一部学級、千里丘北育成室は全学級が小学校の隣接地。）

＜直営育成室＞15 育成室　＜運営委託育成室＞20 育成室

※各育成室については、巻末の「吹田市留守家庭児童育成室一覧」を御覧ください。

### (4) 開室時間

- ・月曜日～金曜日 放課後～午後5時  
【延長保育利用の場合】  
　＜直営育成室＞午後6時30分まで　＜運営委託育成室＞午後7時まで
- ・小学校の休業日（代休、長期休業等） 午前8時30分～午後5時  
　※延長保育利用については上記と同様  
　※一部の運営委託育成室は、長期休業中のみ午前8時から
- ・第4土曜日 午前8時30分～午後5時（延長保育なし）  
　※第4土曜日が祝日の場合は休室

### (5) 休室日

- ・土曜日（第4土曜日を除く）、日曜、祝日、国民の休日
- ・12月29日～1月3日、3月31日（令和7年度最終日）

## 4 入室申請基準について

保護者が以下のいずれかの事情により児童の放課後の保育ができず、他に保育ができる人もいない場合に申請できます。(基準を満たさなくなった場合は退室していただきます。)

就労 (自営含む)	年間を通して、1か月当たりの就労日数が平日(月～金)12日以上かつ勤務時間が1日3時間以上かつ通勤時間を含む勤務終了時間が午後3時以降である場合
病気療養中	保育が困難であると医師が診断する場合
介護・看護	親族の介護、看護をしており、保育が困難と医師が診断する場合
障がい等	事実上児童の保育が困難である場合(身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持していること)
就学 (大学校又は 職業訓練校等)	年間を通して、1か月当たりの就学日が平日(月～金)12日以上かつ就学時間が1日3時間以上かつ就学終了時間が午後3時以降である場合
出産	出産予定日を基準として産前8週(多胎妊娠の場合は14週)から産後8週までの間で保育が困難な場合

## 5 延長保育の申請について

### (1) 延長保育とは

午後5時以降も保育が必要な方で、次のいずれの要件も満たしている場合、1か月単位で利用することができます。

- ① 児童の保護者が就労又は疾病等の事由により、午後5時以降の保育ができない。
- ② 開室時間中に、遅れることなく児童の保護者等によるお迎えができる。

何度もお迎えが遅れる場合は延長保育の利用許可を取り消す場合があります。

(保護者等とは保護者の他、祖父母、すいたファミリー・サポート・センターや送迎サービスを行っている事業所の方を含みます。)

### (2) 申請方法(電子申請のみ)

#### ① 入室申請と同時に利用申請する場合

「令和7年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」にて延長保育の利用について「申請する」を選択してください。

#### ② 入室申請後、延長保育に係る申請をする場合

「令和7年度留守家庭児童育成室の延長保育の新規利用・変更・中止に係る申請フォーム」から、延長保育の利用を開始・変更・中止する月の、前月末までに申請してください。

### (3) 注意事項

- 延長保育を利用する場合、前年度の利用の有無にかかわらず延長保育の利用申請が毎年度必要です。
- 利用申請をされている場合は、利用状況にかかわらず延長保育料が発生しますので注意してください。(必要がなくなった場合は、変更又は中止の手続きをしてください。)

## 6 使用料について

### (1) 使用料

#### 保育料・延長保育料については令和7年4月分から改定予定です。

金額が決定次第ホームページに掲載します。令和6年度については以下のとおりです。

保育料	月額 4,000 円（きょうだい同時入室の場合 2人目からは半額）
延長保育料	月額 1,500 円（きょうだい同時入室の場合 2人目からは半額）
おやつ代	<直営育成室>月額 2,000 円 <民間委託育成室>育成室により異なります。委託事業者へのお支払いとなりますので、詳細は通われる育成室にお問合せください。

### (2) 支払方法（原則、口座振替によりお支払いください。）

#### ① 口座振替

【対象金融機関】

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行
京都銀行	関西みらい銀行	池田泉州銀行	紀陽銀行
みなの銀行	ゆうちょ銀行	大阪信用金庫	大阪厚生信用金庫
北おおさか信用金庫	尼崎信用金庫	近畿労働金庫	北大阪農業協同組合

- 振替日は毎月末（12月のみ28日）となります。ただし、月末が土日祝の場合は翌営業日が振替日となります。
- 新規入室申請者と新たな口座での口座振替希望者の方には、一斉受付期間での申請の場合、令和6年12月中旬に送付する入室申請受付完了通知に口座振替依頼書を同封しますので、令和7年1月末までに必要事項を記入、銀行印押印の上、金融機関若しくは放課後子ども育成室まで提出してください。一般受付期間での申請の場合は、受付後、随時口座振替依頼書を郵送しますので、必要事項を記入し、銀行印押印の上、対象の金融機関の窓口又は放課後子ども育成室まで提出してください。なお、一般受付期間での申請の場合、口座振替開始まで約2か月かかりますので、それまでは納付書でのお支払いをお願いします。
- 口座振替依頼書は、児童1人につき1セット（金融機関控・市役所控の2枚）の提出が必要です。  
※3枚目のお客様控については、切り取っていただき、各家庭で保管してください。  
※同一児童で、前年度と同じ口座での振替を希望する場合は、提出の必要はありません。
- 委託育成室のおやつ代については、各委託事業者が徴収しますので、詳細は入室決定後に各育成室にお問合せください。
- 口座振替の場合、領収書及び振替済通知の発行はできません。

#### ② 納付書払

- 納期限は毎月末となります。
- 令和7年4月中に一年分の納付書を送付します。（大切に保管してください。）
- 延長保育の取りやめ等で年度途中で納付金額が変わる場合は、新たな納付書を送付します。

### (3) 注意事項

- 使用料を滞納している場合は入室できません。（過去の滞納分の納入が確認できない場合、その世帯の児童の入室の許可はしません。）
- 使用料が未納で、督促後1か月を経過しても納付がない場合、入室許可を取り消す場合があります。

## 7 必要書類について

### (1) 必要書類の提出方法について

書類については、写真やPDF等のデータを「令和7年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」の最後のページに添付して提出してください。

### (2) 保育を必要とする事由を証明する書類【必ず提出】(保育幼稚園室提出用の写しでも可)

保護者全員についての証明が必要(ただし、きょうだいで申請する場合、保護者1人につき1部で可)

事由	必要書類	備考
就労 (自営含む)	・勤務(内定)証明書(※1) ※国の標準様式(簡易版)でも可	所定の様式に勤務先事業所が記入
病気療養中	・診断書(※1)	所定の様式に担当医師が記入
介護・看護	・診断書(※1)	所定の様式に担当医師が記入
障がい者等	・障害者手帳・療育手帳	氏名及び等級が記載されたページ
就学 (大学校又は 職業訓練校等)	・就学(在学)証明書(※1)又は 合格通知書 ・授業時間割	在学していることと就学時間が分かる書類
出産	・母子健康手帳	保護者氏名及び出産予定日が分かるもの

(※1)「入室希望日から遡り6か月以内のもの」に限ります。

ただし、一斉受付期間の場合は、令和6年8月27日以降のものでも可。

### (3) 留守家庭児童育成室保育料・延長保育料の減額・免除申請の必要書類【該当者のみ】

必要書類の詳細は次ページの「保育料・延長保育料の減額・免除について」を確認してください。

### (4) 住居の売買契約書又は賃貸契約書の写し(転居先の校区の育成室への入室を申請する場合)【該当者のみ】

転入、転居の場合は移転先、校区が確定しており、かつ4月当初から入室する場合に限り、申請を受付します。上記書類の契約者の名義、移転先の住所(地番でも可)、引渡日が確認できる箇所の写しを提出してください。

## 8 勤務(内定)証明書・診断書記入の際の注意事項について

勤務(内定)証明書・診断書の記入を依頼する際、次の注意点を事業主及び担当医師へ説明してください。

### (1) 勤務(内定)証明書

- ① 派遣社員の場合は、就労内容が分かる派遣元会社にて証明書を発行してください。  
(派遣先で就労内容の詳細が分かる場合は、派遣先での証明でも可とします。)
- ② 支社勤務の場合は、支社の責任者又は本社の代表者を証明(代表)者としてください。
- ③ 勤務時間は定時を記入してください。
- ④ 派遣社員の方は、契約期間の記入が必要です。

### (2) 診断書

- ① 治療見込期間について、「あり」の場合は、期限を必ず記入してください。1年以上の期限が記載されていても、状況確認のために提出が毎年必要です。治療期間が長期にわたり期限を定めることができない場合は、「無期限」にチェックを入れてください。
- ② 保護者が疾病者である親族を介護・看護する場合は、親族の介護・看護をしながら保育ができるか否かを医師の意見等の欄に記入してください。

## 9 保育料・延長保育料の減額・免除について

### (1) 対象世帯

生活保護世帯の方、令和6年度市民税非課税世帯の方、令和6年分所得税非課税世帯の方については保育料・延長保育料を減額又は免除しますので、申請してください。

※おやつ代は減額・免除の対象ではありません。

### (2) 申請方法

#### ① 入室申請と同時に申請する場合

下表の申請に必要な書類を御準備いただき、「令和7年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」にて利用料の減額・免除について「申請する」を選択し、最後のページに書類を添付してください。

#### ② 入室申請後、減額・免除に係る申請をする場合

下表の申請に必要な書類を御準備いただき、「令和7年度留守家庭児童育成室使用料減額・免除申請フォーム」にて、最後のページに書類を添付して申請してください。

対象世帯	減額・免除の額	申請に必要な添付書類
生活保護世帯	全額	生活保護受給証明書（※1） 【吹田市役所生活福祉室で発行します】
令和6年度市民税非課税世帯	全額	令和6年度市民税課税証明書（令和5年の収入） 【令和6年1月1日時点で住民登録があった市町村の住民税担当課で発行します】 なお、令和6年1月1日時点で吹田市に住民登録があった方で、吹田市が保有する住民税の課税状況を放課後子ども育成室職員が参照することに、上記の申請フォーム上で同意された方は証明書の添付は不要です。
令和6年分所得税非課税世帯	半額	令和6年分の源泉徴収票、確定申告書等（令和6年の収入）

（※1）「入室希望日から遡り6か月以内のもの」に限ります。

ただし、一斉受付期間の場合は、令和6年8月27日以降のもので可。

### (3) 注意事項

各月の納期限（月末）を過ぎてから申請があった場合、遡っての減額又は免除はできません。

## 10 配慮を要する児童の申請について

### (1) 配慮を要する児童とは

心身の障がい、発達課題、医療的ケア等により生活面で配慮を要する児童で、以下のいずれにも該当する児童

- ① 育成室内での集団生活が適当と認められること
- ② 育成室内での専門的な療育、訓練等を必要としないこと

### (2) 御利用までの流れ

#### ① 電子申請上での回答

「令和7年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」内の「配慮を要する児童としての申請」の「する」を選択した上で、フォームにしたがい入力してください。

#### ② 放課後子ども育成室（本庁 低層棟3階 311窓口）での面談（新規の申請の方のみ）

- ・ 新たに配慮を要する児童として申請をする場合、面談が必要となります。（前年度から継続して申請をされる場合、お越しいただく必要はありません。）
- ・ 面談の日程調整のため、担当者から電話にて御連絡させていただきます。
- ・ 面談の際は、保護者の方に、児童についてのこれまでの状況、配慮が必要な理由などをお聞きし、制度についての説明をします。所要時間は30分程度です。母子健康手帳、発達検査結果及び主治医意見書などがあれば持参してください。

#### ③ 状況調査

面談後、在籍中の保育園や学校等に市担当者が出向いて、集団の中でのお子様の様子を見させていただき、担任等から聞き取りを行うなどの状況調査を行います（保護者の同行は不要。遠方の場合実施しません）。

### (3) 留意事項

- ① 上記の状況調査を行う必要があることから、新たに配慮を要する児童として申請される場合は、できる限りお早めに申請をお願いします。
- ② 育成室は集団での生活の中で友達とかかわりながら成長していくことをねらいとしていますので、できるだけ毎日登室できることが望ましいです。
- ③ 放課後にデイサービスや訓練等に行ってから育成室に登室することはできません。
- ④ 安全上の問題から、育成室への送迎を保護者等（祖父母や送迎サービスを行っている事業所を含みます）にお願いしています。春休み、夏休み等学校が休みのときは開室時間以降に、夕方は午後5時までに送迎してください。午後5時にお迎えが間に合わない場合は「延長」の申請が必要です。  
※なお、1年以上要配慮児童として継続して入室している児童に限り、送迎取りやめの申請が可能となる運用を、令和6年度から試行的に実施しています。
- ⑤ 疾病等を有する児童や、医療的ケアが必要な児童は主治医意見書や医療的ケアに関する書類（放課後子ども育成室の窓口で配布）を求める場合があります。詳細は放課後子ども育成室にお問合せください。

## 11 入室申請後の各種手続について

入室申請後に以下の手続をする場合は、各電子申請フォームから申請してください。

以下の各申請手続完了後の取消しは原則できませんので、御注意ください。

退室又は入室申請を取りやめる場合	<u>退室希望日（入室予定日）の前日</u> までに「令和7年度留守家庭児童育成室の退室又は入室申請取りやめフォーム」から申請してください。
新たに延長保育の利用を申請・変更・中止する場合	<u>変更希望月の前月末</u> までに「令和7年度留守家庭児童育成室の延長保育の新規利用・変更・中止に係る申請フォーム」から申請してください。
保育料等の減額・免除に係る申請をする場合	「令和7年度留守家庭児童育成室使用料・減額・免除申請フォーム」から申請してください。
就労状況・世帯状況・住所等を変更する場合 (利用(申請)先の育成室の変更を伴わない場合)	「就労状況・世帯状況・住所等の変更申請フォーム」から速やかに申請してください。
利用(申請)先の育成室を変更される場合	「留守家庭児童育成室の変更入室に係る申請フォーム」から申請してください。

※退室・入室申請取りやめ、延長保育利用・変更・中止については、申請がない場合は手続の完了とはならず、使用料等が発生しますので、御注意ください。

※減額・免除については、各月の納期限（月末）を過ぎてから申請があった場合、遡っての減額又は免除はできません。

## 12 おやつ提供を中止する場合

食物アレルギーなど特別な事情がある場合に限り、おやつ提供を中止することができます。

おやつ提供の中止を希望する場合は、放課後子ども育成室までお問合せください。

前年度に引き続き、おやつ提供を中止する場合でも、毎年度、おやつ中止申請が必要です。

※原則、食物アレルギーによる理由を除き、おやつ提供を中止することはできません。

## 13 その他

- ① 小学校の休業日や午前中で授業が終わり給食のない日は、お弁当の持参が必要となります。
- ② 児童が故意に施設の備品等を破損した場合は、実費を保護者に御負担いただく場合があります。
- ③ 留守家庭児童育成室では保護者相互の連携・親睦を図るために、保護者会が組織され、児童の活動を支援されている場合がありますが、任意団体であることから、入会は任意です。

## 14 よくある質問

### ◆留守家庭児童育成室の申請等について

No.	質問事項	回答
1	令和6年度と令和7年度の入室申請を同時に行うことはできますか。	可能です。「令和6年度留守家庭児童育成室及び放課後キッズスクエア入室申請フォーム」と「令和7年度留守家庭児童育成室入室申請フォーム」からそれぞれ申請してください。なお、勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由を証明する書類については、証明日が8月27日以降のものであれば、令和6年度と令和7年度の申請で同じものをお使いいただけます。
2	令和7年度に放課後キッズスクエアは実施しますか。	実施予定はありません。ただし、一斉受付期間内の受付分で定員を超え、待機児童が発生する場合は、実施する可能性があります。
3	引越しをする予定ですが、申請できますか。	引越し先の校区の育成室の利用申請をすることができます。その場合、住居の売買契約書又は賃貸契約書を御準備ください。
4	現在、育児休業中ですが、申請できますか。	令和7年5月1日までに復職をされる場合は、一斉受付期間内に申請していただければ、令和7年4月1日入室分として受付します。復職日を勤務（内定）証明書の育児休業の欄又は備考欄に御記入ください。また、復職されたことを確認するため、復職後1か月以内に勤務（内定）証明書を御準備いただき「就労状況・世帯状況・住所等の変更申請フォーム」から申請してください。
5	ひとり親世帯の使用料は減額・免除されますか。	減額・免除対象世帯は、生活保護世帯、市民税及び所得税非課税世帯です。上記に該当しない場合は、ひとり親世帯でも、減額・免除の対象とはなりません。
6	夏休み等の長期休業中のみ利用することはできますか。	育成室は、年間を通しての保育を行っています。そのため、夏休み等の長期休業中のみ利用を前提とした申請は受け付けていません。
7	支援学級に在籍（予定）ですが、必ず配慮を要する児童の申請をしなければいけませんか。	申請が必須というわけではありません。悩んでいる場合は、放課後子ども育成室までお問合せください。
8	通常学級に在籍（予定）ですが、配慮を要する児童の申請はできますか。	児童の特性によっては配慮が必要な場合があります。悩んでいる場合は、放課後子ども育成室までお問合せください。
9	吹田市に住んでいますが、支援学校や私立小学校に通っています。申請できますか。	お住まいの小中学校区の育成室を御利用いただけます。

◆申請書類について

No.	質問事項	回答
10	きょうだいで申請する場合、勤務（内定）証明書や診断書等の保育を必要とする事由を証明する書類は申請する人数分必要ですか。	同時に申請する場合は、保護者1人につき1部で結構です。きょうだいそれぞれの申請に画像等のデータを添付してください。
11	保育幼稚園室に提出した勤務（内定）証明書や診断書は留守家庭児童育成室等の申請にも使用できますか。	留守家庭児童育成室の入室申請基準を満たしていることを確認することができれば、使用できます。ただし、令和6年8月27日以降のものに限ります。
12	口座振替の用紙がホームページに掲載されていません。どうすればよいですか。	普通紙ではないため、掲載しておりません。 一斉受付期間内での申請の場合、新たな口座での口座振替を希望される方や、新規で入室申請される方には、令和6年12月中旬に送付する、受付完了通知に同封させていただきます。再度必要な場合は、放課後子ども育成室まで御連絡ください。郵送等対応します。
13	転居を伴う申請の場合、土地の契約書や重要事項説明書でも申請することはできますか。	できません。住居の契約書を添付して申請してください。
14	避難中や離婚調停中で保護者の勤務（内定）証明書を用意することができません。	避難中や離婚調停中であることが分かる書類を添付して申請してください。詳細は放課後子ども育成室までお問合せください。
15	保護者が海外赴任や単身赴任している場合も就労証明書は必要ですか。	必要です。
16	現在職業訓練校に通っていますが、入室までに卒業し、入室時点では就労する予定にしている場合等、申請から入室までの期間で保育を必要とする事由が変更となる場合の申請はどのようにしたらよいですか。	入室希望日の時点（一斉受付期間の申請の場合、令和7年4月1日時点）での保育を必要とする事由を証明する書類を添付して申請してください。この場合、職業訓練校に通われていることを証明する書類では入室申請を受付することはできず、卒業後に就労される勤務先が発行する勤務（内定）証明書が必要となります。

## 15 吹田市留守家庭児童育成室一覧

育成室名称	委託	電話番号
吹一育成室		6383-0097
吹二育成室	○	6330-8057
吹三育成室		6382-9273
東育成室		6382-9371
南育成室		6338-4848
吹六育成室	○	6382-0096
千一育成室		6388-1052
千二育成室	○	6380-6878
千三育成室		6330-8035
千里新田育成室		6330-8037
佐井寺育成室	○	6387-3934
東佐井寺育成室	○	6388-1820
岸一育成室		6388-2043
岸二育成室		6387-6682
豊一育成室		6330-8043
豊二育成室	○	6330-8021
江坂大池育成室	○	6330-8019
山手育成室	○	6388-1023

育成室名称	委託	電話番号
片山育成室		6388-1039
山一育成室		6875-2991
山二育成室	○	6875-2995
山三育成室	○	6875-0585
東山田育成室		6875-2992
南山田育成室	○	6875-2990
西山田育成室	○	6875-2996
北山田育成室	○	6875-2993
千里丘北育成室	○	6876-0081
佐竹台育成室	○	6833-0323
高野台育成室		6834-7930
津雲台育成室	○	6834-7929
古江台育成室		6834-7928
藤白台育成室	○	6833-1051
青山台育成室	○	6834-7927
桃山台育成室	○	6834-6542
千里たけみ育成室	○	6834-7926

※委託育成室の事業者についてはホームページで御確認ください。

## 問合せ先

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

(本庁 低層棟3階 311番 窓口)

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号(阪急吹田駅下車すぐ)

電話：06-6384-1599(直通) FAX：06-6380-6771

メール：houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

※FAX、メール、書類による受付は行っていません。